

令和3年3月10日
210 会議室

令和3年第5回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和3年第5回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和3年3月10日(水)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時12分

2 場 所 210会議室

3 出席者

教育長 小 町 邦 彦

教育委員 伊 藤 憲 春 嶋 田 敦 子

小 林 章 子 石 本 一 弘

署名委員 小 林 章 子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂

教育総務課長 小林 直弘

学務課長 杉浦 丘美

指導課長 前田 元

統括指導主事 寺田 良太

生涯学習推進センター長 岡部 浩昭

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第4号 立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の制定について
- (2) 議案第5号 令和3年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)

2 報告

- (1) 立川市社会教育関係団体の登録更新について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

令和3年第5回立川市教育委員会定例会議事日程

令和3年3月10日

210 会議室

1 議案

- (1) 議案第4号 立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の制定について
- (2) 議案第5号 令和3年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（追加）

2 報告

- (1) 立川市社会教育関係団体の登録更新について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、令和3年第5回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小林委員、お願いいたします。

○小林委員 はい。

○小町教育長 本日は、議案2件、報告2件でございます。その他は議事進行過程で確認いたします。

次に、出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いします。

○大野教育部長 本日第5回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、寺田統括指導主事、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第4号 立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の制定について

○小町教育長 それでは、1議案(1)議案第4号、立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の制定について、を議題といたします。

杉浦学務課長、説明をお願いいたします。

○杉浦学務課長 学務課より、立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の制定について、ご説明をさせていただきます。

文部科学省からの「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」、この通知において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックについて、「常時使用する教職員が50人未満の規模の学校においては努力義務とされているが、学校の規模にかかわらず、全ての学校において適切に実施されるよう取り組み、メンタル不調の未然防止に努めること。」と示されております。

これを受けて、本市教育委員会においても小・中学校の教職員のストレスチェックを実施することとし、令和2年度、今年度より検査を開始いたしました。ストレスチェックを実施するにあたり、必要な内容を整理するため、学校教職員ストレスチェック実施規程を制定することとし、本日、議案として提案させていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、嶋田委員。

○嶋田委員 このストレスチェックですけれども、この規程を読ませていただくと、正直に言うとか何か不利益を被るんじゃないかと先生方が感じてしまうとか、プレッシャーのかかる調査なのかなというふうに思っていました。新型コロナウイルス感染症でもそうですけれ

ども、自分が陽性だと分かれば不利益を被ると思って申し出られなくて、かえって感染を広げてしまうというようなこともあると聞いておりますけれども、このストレスチェックというものがご自身の心身の健康のためであるのはもちろんですけれども、働き方改革のために大変大切な調査であって、立川市は働き方改革に真剣に取り組んでいくんだということを熱意をもって伝えていかないと、この調査もちょっと効果の薄いものになってしまうのではないかと思いますので、是非そこは国に言われたからというのではなくて、働き方改革をちゃんとやるんだということをしっかり示していただきたいと思います。

この規程の中の第10条のところでお伺いしますけれども、医師の面接指導を受ける必要があると判定された者が面接を希望するときは、申し出る、となっていますが、医師の面接指導を受ける必要があると判定されているのに、希望して申し出なければ面接指導は行われないうということになるのでしょうか。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 このストレスチェック自体は不利益を被るというものではなく、ご自身のストレスの状況を客観的に見ていただくために行うものと捉えるようお話はさせていただいております。また個人情報の取扱いについても、個人情報保護審議会に諮ったりですとか、この情報の管理については特定の者しか取り扱うことができないというようなルールづけもされておりますので、その辺は不利益等はないように十分配慮をしているところでございます。

ご質問いただいた第10条のところ、ストレスチェックで高ストレスと診断された方については封書でその通知をするわけですが、その内容については周りには分からないようにきちんと配慮して届けてはいます。その中で、ご本人から申し出があれば面接をすることとなりますけれども、おっしゃられたとおり、個人が希望されない場合は現状では直接面談することとはなっておりません。ただ、そういった方に対して勧奨通知等を行う必要があるとは考えておりますけれども、今後課題と考えているところです。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 ご本人が希望されなくても、心身に悪い影響を抱え込んでいるということもあると思いますので、そこはきちんと対処していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 このストレスチェック、とても大事なことだと思います。つい最近も私の知り合いが、本当に元気な方でしたけれども体調に不調をきたして、3か月間お仕事を休みされています。最近ではよく聞きますけれども、やはり早期発見、予防するということも大事になってきますので、年に1回ですけれどもこういうチェックをしていただくというのは、とてもいいことだと思います。

今の嶋田委員の質問にも関係しますが、第2条のところ、「ストレスチェックは、委託して実施することができる。」というふうにできる規程になっていますけれども、原則、委託するのか、それともしないのか、どういうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 今回の実施規程の第2条で、「委託して実施することができる」となっております。基本的に私ども市職員は市のほうの産業医ですとか保健師の下でストレスチェックを行っていますけれども、現在の教職員に関しては産業医等がおりませんので、委託を前提として作っているところでございます。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 もう令和2年度に実施されたということを先ほどおっしゃっていましたが、それは全部委託で行ったということで、ということは委託をしたときには結果は本人しか分からないということに今のところなっているんですね。

労働安全衛生法の第66条の10の2項にもありますけれども、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行った医師は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならないとなっているので、やはり結果は見えないというか、ご本人が自覚して元気になっていただくのが一番ですので、それはそれでいいですけど、学校の労働状況を把握するという面では知っていたほうがいいかなというふうにも思いますので、その辺よく研究しながら進めていっていただきたいと思います。

○小町教育長 前田指導課長、教職員の健康状態、心身含めて把握は管理職の業務になっていますね。

○前田指導課長 今回のストレスチェックについてですが、このストレスチェックに一番期待するところは、ご本人も自覚がない状態で高いストレスにさらされている先生に、どういうふうに自覚していただくかというところに重きがあるかと思ってございます。校長先生方が職員室に毎日いらっしゃるわけですが、出勤して来るときの先生方のお顔、教室にあらわれる前の先生方のお顔、子どもたちに下校指導をして教室をおりていらっしゃったときのお顔、この時期でまいりますと1年間最後の保護者会を終えて職員室におりていらっしゃったときの先生方のお顔というのをつぶさに観察をしてございます。

その様子に、いつも澁滞としている教員が笑顔もないままおりてきたり、あるいは出勤時に元気よく挨拶できる教員が、力ない挨拶をしたりというようなことをすぐに見つけて、その教員の体調であったり、あるいは精神状態であったり、前日の勤務の様子であったりというのを結び付けて配慮していくというのが、今こういったチェックがない状態の中で行われているところでございます。

ただし、その中で本当に自制心の強い先生ですと、そういった様子をおくびにも出さないで無理をしてしまうというようなことがあって、そういった方ほど子どもたちや地域保護者のために一生懸命やってくださるんですけども、そういう方がある日突然体調を崩されるというのは、学校にとっても、その先生ご自身にとっても、とてもよくないことですから、こういった形で取組を始めていきたいというところでございます。

それ以外の部分で、表情であったり辛さの様子というのを職員室である程度出せる先生というのは、「辛いんです」という言葉をきちんと副校長に対してあるいは校長に対して言える

関係性がそこにありますので、そういった部分においては配慮しながら、「しっかり休まなきゃダメだよ」というようなお声かけをしたり、あるいは、仮に1週間休んだとしても「しっかり学級を守るから安心して休みなさい」というような声かけをするようなことで、ずいぶん明るく元気になって勤められるようになったりというようなことがございます。そういった配慮というのを基本に据えながら、このストレスチェックを合わせて行っていくというようなところで、学校としては取り組んでもらうように図らってまいりたいと考えておるところでございます。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 ご指摘いただいたとおり、個別の事象については個人の情報がありますのでお渡しできないですけれども、こういった結果の集計については、個人が特定されないような状況で市の学校全体と各学校ごとの結果を出しております。各学校の結果については学校の管理職にはお渡しして、それをもとに学校でのストレス管理をお願いするような手筈となっております。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 本人は自分の状況が分かって、それは管理職には伝わっていないということも分かっていて、でもその中で原因は仕事にあるとした場合には、相談して解決できないと本人の状況もよくなりませんので、それはやはり信頼関係かと思います。こういうことで困っているとか、その結果がこうだったとかいうことを気軽にというか管理職の方にご相談できるような状況、もちろんつくってくださっているということですが、それはとても大事かと思います。

また今、杉浦学務課長がおっしゃったように全体の状況を把握するという面でも数字で分かるということですので、結果をうまく有効に活用していただけたらと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(1)議案第4号、立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の制定について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第4号、立川市立学校教職員ストレスチェック実施規程の制定について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第5号 令和3年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)

○小町教育長 続きまして、1議案(2)議案第5号、令和3年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、を議題といたします。

前田指導課長、説明をお願いいたします。

○**前田指導課長** それでは、議案第5号、令和3年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、をご説明いたします。

令和2年8月27日第16回教育委員会定例会においてご決定いただいた特別支援学級教科用図書について、東京都教育委員会に対して届出を行ったところでございます。その際に、新年度支給するにあたって絶版となる書籍が発生していることが分かりました。

このことの経緯についてですが、東京都が作成する採択に関する参考資料がございます。この参考資料の中に特別支援学級で使用するができる一般図書が紹介されております。本市では全ての特別支援学級の教科用図書について、この参考資料に基づいて選定を進めてまいりました。しかし、この東京都が作成する参考資料は例年5月上旬に作成する参考資料のため、次年度の絶版となる情報等が掲載することができない資料でございます。そういった中で、今回支給対象となった図書の中で購入できないものが発生したというところでございます。

今回、参考資料を踏まえながら改めて絶版でないことを再度東京都に確認した上で、代替となる図書の採択についてご提案させていただくものでございます。4月から始まる新学期に向け必要となってくる図書でございますので、よろしくご審議の上、承認くださいますようお願いいたします。以上です。

○**小町教育長** 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○**小町教育長** ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(2)議案第5号、令和3年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**小町教育長** 異議なしと認めます。よって、議案第5号、令和3年度使用立川市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(追加)、は承認されました。

◎報 告

(1) 立川市社会教育関係団体の登録更新について

○**小町教育長** 続きまして、2報告(1)立川市社会教育関係団体の登録更新について、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○**岡部生涯学習推進センター長** 立川市社会教育団体の登録更新について、報告いたします。

社会教育団体登録制度は、市内の団体が社会教育活動または生涯学習活動を行うにあたり、構成員8名以上であることが団体規約であることなどの登録要件を満たす団体で、生涯学習

関連施設の使用料の減免、免除をされます。また、活動に興味がある市民に団体を紹介することなどによって社会教育活動の支援、推進を行い、「生涯学習からはじまるまちづくり」の推進を目的としております。

最初に、登録の更新と有効期間です。

登録団体の状況把握と適正な登録の継続のため、3年に1度の登録更新を設けております。これまでの有効期間は平成29年9月1日から令和2年8月31日までで、今回の更新により、令和2年9月1日から令和5年8月31日までの有効期間となります。

登録更新事務日程です。

5月28日に、その時点の登録団体1,426団体に更新書類を送付させていただいております。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため返信用封筒を作成し郵送して受付を実施いたしました。

登録更新の内容をご覧ください。

5月28日時点での登録団体が1,426団体、更新手続き期間中の新規登録団体が17団体ございます。この17団体につきましては、有効期間が短いので登録時に更新の意思を確認し、新たに書類を提出しないで更新を行いました。

最終的に、登録更新をして活動されている団体が1,225団体となっております。先ほどの1,426団体の中で解散・登録取消届のあった団体が令和2年4月1日から12月31日まで57団体ございました。私どもの更新手続きの案内に対して更新をしなかった団体が161団体ございます。

登録証を送付した1,237団体と登録更新した団体1,225団体の差、12団体は、更新登録をした後に解散した団体になります。また、登録されました団体には令和2年9月1日から令和5年8月31日までの期間の登録証を送付してございます。

報告は以上となります。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員 このような社会のとても不安な状況の中で、今回のところで何か特別なことは、前回と比べて何かありましたでしょうか。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長、お願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 今回はコロナ禍ということで感染症拡大防止のために、申請は今までは各学習館や生涯学習推進センターの窓口でやっていましたが、全て郵送で対応いたしました。通常は窓口に来なければいけないという意思をもっている団体が多かったんですが、今回はこちらから郵送で、登録証も送付しております。そしてこの夏に集まらないという団体が多かったため、今回は更新時期も融通をきかせた形で令和2年12月31日までは今までと同じ登録番号で大丈夫ですよというようなご案内をしております。

あとは大きく、ここで登録更新をしないという団体で気付いたところは、子どもを持って

いる親のグループの団体が、子どもたちがある程度大きくなるとその団体が解散してしまう
というようなケースが見受けられたところでございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 今のお話を伺って思いましたけれども、今回はもう登録更新が済んだということ
だと思いますが、次回の令和5年のときまでには、こういう手続きもウェブ上で、インター
ネットでできるような準備を考えていただいたほうがいいかなと思いました。よろしくお願
いいたします。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長、お願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 ウェブ上ということで、今私どももいろいろなアイデアを出
しながら、人が集まらなくていいような考えは持っています。委員がご指摘いただいたよう
な、それがどのような形でできるかというのは確約はできませんけれども、人が集まらずに、
また市民の負担にならないような仕方は考えていきたいと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。石本委員。

○石本委員 多様な団体が使っているわけですが、手続きをするたびに毎回諸注意という
のを会館などでされていて、周知徹底して、今回も更新、しっかりやっていきましょうねと、
それが多分簡略化されたわけですね。

お使いになる団体は注意事項の徹底とか、例えば今は定員の50%で多分使っていると思
いますけれども、例えば大人でいうとカラオケみたいなものを、この部屋よりもっと狭い部屋
で、何人もお集まりになって、何時間もお歌いになっていたりとか、例えば卓球で借りてい
るグループが、マスクをしないでプレーしている人がいたりとか、会館を管理している管理
運営の方はものすごくご苦労されていると思いますけれども、そういう意味での徹底といいま
すか、簡略化されたが故にそういうところが手薄にならないようなご配慮を今後もお願いで
きればと、ただのお願いでございます。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長。

○岡部生涯学習推進センター長 地域学習館は直営でやっています。直営の職員または委託先
のシルバー人材センターの職員はマスクの徹底などはしっかり行っているところでございま
す。また、学習等供用施設におきましても指定管理で行っていますけれども、管理人さんの
ほうには、利用のときには手洗いやマスク、カラオケのときもマスクというようお願いを
しているところでございます。

また、社会教育団体については、あくまでも社会教育団体というのは自立した自分たちの
団体でありますので、教育部から特段関与することはできないような形になっていますので、
カラオケの団体とかに対して、こうしてくださいということは言えませんが、全体を
通して、こういう注意をしてくださいということを学習等供用施設や学習館を通して伝えて
いるところでございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 私も登録に足を運んだことがありますけれども、いつも手間がかかるな、わざわざ

ざ行かなくてはいけないのかなと思っていましたので、この機会に郵送になったというのは利用者にとってはいいと言えはいいですけども、その中で使用上の注意の確認、たぶん確認のためにわざわざ対面でやってもらわなくてはいけないという状況だったと思いますので、注意事項の確認などができるように心がけていただけたらと。

利用者としてはネットで申し込めるというのはとても簡単でいいかなと思います。ただ、利用規約を読まないでクリックしてしまうこともよくありますので、何かいい方法があればいいかなと思いました。

○小町教育長 岡部生涯学習推進センター長。

○岡部生涯学習推進センター長 今回、郵送で申請していただいたことによって、同じような団体が、同じメンバーで、名前を変えて社会教育団体に登録する団体が幾つかございました。そこはチェックをしながら、ここは違うよということを電話や来ていただいて注意をして、メンバーも2分の1以上が市内と決まっていますので、そこがおろそかになっている部分がございますので、そこは事務的にもかなり苦労した点でございます。

今回は郵送ということで、いろいろお金をかき集めてやったわけですが、3年後それがうまくできるかどうかはお約束ができませんけれども、こういうコロナ禍で、こういう対応ができたということは、またできる可能性もございますので、何とか検討をしたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで2報告(1)立川市社会教育団体の登録更新について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○小町教育長 続きまして、2報告(2)新型コロナウイルス感染症の対応について、を議題いたします。

小林教育総務課長、説明をお願いします。

○小林教育総務課長 それでは新型コロナウイルス感染症の対応について、ご報告いたします。

まず、1番の立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況でございます。

第48回を2月26日金曜日、午後5時15分から、第49回を3月5日金曜日、午後4時30分から開催しております。

第48回におきましては、新型コロナワクチン接種事業における取組状況について、国からのワクチンの入荷状況、コールセンターの設置、広報たちかわ臨時号の発行、の3点について確認を行ったところでございます。

第49回です。こちらは3点決定事項がございます。

1点目は、市内の感染状況等について報告がございました。資料の4ページをご覧くださいければと思います。一番上の表になります。

立川市内の感染患者の発生状況でございますが、2月に入ってからには人数的には一桁台となっております。3月に入ってから、3月1日から3月8日まで、確認したところ新規感染者数は一桁台となっております。やはり1月中が、1月8日が38人という形で一番多い、二桁台も多いような状況でございます。

2点目です。緊急事態宣言の期間が3月21日まで延長される、この対策本部の開催時点では国からの発表がまだだったので、こちらでは現時点見込としておりますが、2月3日開催の対策本部で決定した市の対応を原則継続して行うことを決定いたしました。学校教育、教育委員会所管施設の貸出についても同様に、感染対策を徹底しながら継続して行うといったところでございます。

3点目です。新型コロナウイルスワクチン接種事業について、東京都からのワクチン配分調整に基づき、今後、詳細スケジュール等をまとめることを決定したところでございます。

続きまして、2の新型コロナウイルス感染症患者の発生についてでございます。6ページをご覧くださいければと思います。

2月26日に小学校の児童1名の感染が確定しました。

保健所の調査により、濃厚接触者がいなかったため、学校の臨時休業は行っておりません。

報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、嶋田委員。

○嶋田委員 ワクチンの話が出てきましたけれども、現役世代に回ってくるのはまだまだ先かなとは思いますが、学校の先生方が受ける時期になった場合に、副作用の報告なんかも多いので、ワクチン休暇だとか計画的にずらして受けるとか、そういうことをあらかじめ考えておかれるほうがいいのかと思ったりしました。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 現時点で、学校関係者に向けたワクチン接種のスケジュール等について、東京都のほうからも何もその予定というのは示されていないような状況でございます。ただ、今、委員がご指摘いただいたように、教職員の接種が開始された場合には、その方によっては倦怠感を伴ったり、アレルギー症状を示されたりという可能性は当然ございますので、そういった場合にも適切な対応ができるように教職員係と連携してその辺は進めてまいりたいと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 コールセンターの設置ということで、連絡ができる場所があるというのはいいですけれども、これはどのように告知されるのでしょうか。

○小町教育長 小林教育総務課長。

○小林教育総務課長 健康推進課が所管になりますので詳しくは分からないのですが、現在、コールセンターを令和3年3月中旬に開設する予定で準備をしているところなので、

まだ詳細は決まっておりませんので、決まり次第、ホームページやそういったところでご案内するというような形でございます。

広報たちかわ臨時号の発行ということで、こちらのほうでコロナワクチンに対する市民の皆さんの理解を深めていただくとか、不安な方もいらっしゃると思いますので、広報たちかわ臨時号(新型コロナワクチン特集号)を発行して、高齢者向けの接種を開始する前に発行する予定ということで、そこでコールセンターについてもご案内する形になるかと思います。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 高齢者の場合、決めつけてはいけませんが、ホームページを見る機会というのは多いかどうかというのは疑問ですので、ここで広報たちかわ、全戸配布ですよね。これをしていただけるのはすごくありがたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで2 報告(2)新型コロナウイルス感染症の対応について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎その他

○小町教育長 次に、その他に入ります。

池田図書館長、お願いします。

○池田図書館長 当日配付資料で申しわけございません。机上配付の郵送申込による新規登録(利用カード作成)について、ご説明いたします。

1 月の総合教育会議で電子図書館の説明をいたしました。その際、小林委員から、せっかく電子図書館を運用する中で、来館しなくても24 時間使えるサービスについて、カード作成にあたって図書館に来なくてもいいような仕組みを考えられないかというようなご意見をいただきました。委員以外にも投書とかその他の意見の中で、来館しなくてもカードを作れるような仕組みを考えてほしいというようなご意見がありまして、少し時間が経ってしまいましたが、ここでようやく事務の運営上、取り扱いができるということがまとまりましたので、ご報告いたします。

コロナ禍における外出自粛で来館することができない方のために、郵送申込による新規登録を開始いたしました。昨日、3 月9 日から運用しております。

カードを作成できる方は立川市在住の方のみです。在勤・在学の方につきましては、既に外出、家の外に出て働いている、または通学されているということで、今回の趣旨からははずれますので、在住の方のみとさせていただきます。

申請できる方は、本人または小学生以下の児童の保護者ということで、児童に代わって保護者が代筆して申請できるということでございます。

申請にあたりましては、ホームページからダウンロードできる個人利用登録申請書にご記入いただくことになります。ダウンロードしてプリントアウトできないご家庭もあるかと思

いますので、その内容を白い紙とか便箋で同じように書いていただいても可能としております。有効期限内の本人確認ができる公的な証明書の写し、運転免許証とか保険証、住民票とかの写しを求めさせていただきます。それと返信用の封筒ということで、住所、氏名等を記入していただいて、94 円切手を貼っていただくご負担は生じますけれども、この3点を封筒に入れまして、最寄りの図書館で全て受け付ける予定になっております。

私どもでこうした取組をしている自治体があるかということで調べたところ、対面できちんと本人確認をしてカードを発行している自治体がほとんどでして、都内ですと昭島市がやっているぐらいでして、全国的にもほとんどの自治体で行っておりません。

また、ウェブ上とか図書館システムの中でできないかどうかも考えさせていただきましたけれども、システム改修とか、なりすましの対策等につきまして課題が残るということで、今回は郵送受付ということで始めさせていただきました。

以上です。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

ご意見、ご質問はございますか。はい、小林委員。

○小林委員 ほかの自治体にはほとんどないということで、多分いろいろな問題が多くてなかなか進めないのかと思いますが、そんな中で、本当に利用者のことを考えてこういう方法をつくっていただいたということは本当にありがたく思っております。ありがとうございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これにて、その他は終了させていただきます。

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、令和3年第6回立川市教育委員会定例会は、令和3年3月24日水曜日、午後1時半から302会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和3年第5回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時12分

署名委員

.....

教 育 長